

日 銀 業 第 6 2 6 号
2 0 2 1 年 1 2 月 1 4 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「担保に関する細則」の一部改正等に関する件

住宅ローン債権信託受益権の担保差入を希望する担保差入金融機関等が、日本銀行に提出する住宅ローン債権信託基本契約書について、日本銀行が押印する印章を変更することに伴い、標記規程の一部を別紙1のとおり改正し、2021年12月20日から実施するとともに、別紙2のとおり経過措置を講ずることとしましたので、通知します。

以 上

＜本件に関する照会先＞
日本銀行 業務局 総務課 営業・国債業務企画グループ
玉木（03-3277-3072）

「担保に関する細則」 中一部改正

- 第 1 章 6. (5) を横線のとおり改める。

(5) 住宅ローン債権信託受益権の担保差入を行うための手続

担保差入金融機関等が住宅ローン債権信託受益権の担保差入を行うことを希望する場合には、予め、「特約書」、「住宅ローン債権信託基本契約書」（日本銀行の店印店名の印が押印されたものに限ります。以下同じです。）等の書類を提出頂く必要がありますので、取引主要店に対し、日本銀行における事務対応期間を踏まえ、担保差入までに余裕を持って連絡してください。

「特約書」および「住宅ローン債権信託基本契約書」には、担保差入金融機関等および受託者（担保差入金融機関等から住宅ローン債権を受託する金融機関等をいいます。以下同じです。）のそれぞれの代表者の記名なつ印または署名が必要です。

また、受託者からも、受託者の代表者および代理者の印鑑または署名鑑の届出、受託者にかかる代理者についての権限に関する「証」を提出して頂く必要がある場合もありますので、受託者に対し、受託者の取引主要店に連絡するよう指示してください。

経過措置

2021年12月17日以前に日本銀行が担保差入金融機関等に交付した住宅ローン債権信託基本契約書の取扱いについては、2021年12月20日以後も、なお従前の例による。